

## 長崎市監査公表第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年3月19日

長崎市監査委員 小田 徹  
同 三谷 利博  
同 永尾 春文  
同 山崎 猛

### 1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査（令和7年11月27日付 長崎市監査公表第19号）

### 2 監査の期間

令和7年4月1日から令和7年10月27日まで

### 3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	上下水道局事業部	事業管理課
意見	財務部	資産経営課

### 4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。



所属名	指摘	措置
<p>上下水道局事業部 事業管理課</p>	<p>1 支出事務について  (2) 上下水道アセットマネジメント支援情報システムネットワーク回線サービスに係る契約手法について  当該案件は、上下水道局の浄水場や下水処理場にインターネット回線を設置することを目的としたものであり、利用開始に必要な初期工事費及び回線使用料が発生する。契約方法については、初期工事費を含む長期継続契約締結の可能性について弁護士相談を行っている。  結果、初期工事費について別個の契約とし、まず入札により回線使用料にかかる長期継続契約を締結した後、1者随意契約でその事業者と初期工事を行う契約を締結している。  この契約手法では最小の経費を必ずしも担保できるものではないうえに、初期工事に係る契約手続きにおいて、随意契約や1者見積とした根拠に妥当性は見られない。  業者決定については総額で行うことなど契約手法について、研究、整理が必要である。</p>	<p>令和7年12月24日付各課への通知を行い、今後、同様の案件を施行する際は、業者決定を総額で行うなど、より経費を抑えられる手法を検討し、必要に応じて契約検査課と協議を行うなど適切な契約事務を行うことを周知徹底した。</p>

所属名	意見	措置
<p>財務部 資産経営課</p>	<p>2 行政財産使用料の取扱いについて          令和7年4月1日施行で長崎市行政財産使用料条例が改正され、取扱いに関する通知は令和7年1月9日付け資経号外「長崎市行政財産使用料条例の一部改正等に伴う行政財産の使用の許可について」が発出しているものの、具体的な運用を明確に定めたものがなく、適切な事務処理が示されていない。          行政財産使用料の取扱いについて、他都市の状況等を調査、研究するなど、条例での規定化を含め検討されたい。</p>	<p>令和7年1月9日付け資経号外の内容を補完する通知を令和8年1月28日付け発出した。</p>